



## 政策統括官 (防災担当)

我が国は、その厳しい自然条件から、各地で多くの自然災害が発生しています。自然災害から国民の生命、身体、財産を守るため、関係省庁と緊密に連携を図りつつ、災害の予防、応急、復旧・復興対策に努め、災害に強い国づくりを推進します。

参事官（総括担当）

参事官（災害緊急事態対処担当）

参事官（地方・訓練担当）

参事官（調査・企画担当）

参事官（防災計画担当）

参事官（普及啓発・連携担当）

参事官（防災デジタル・物資支援担当）

参事官（避難生活担当）

参事官（被災者生活再建担当）

参事官（復旧・復興担当）

Cabinet Office

### 防災に取り組む体制

国民の生命・財産を守る防災の推進には、国、地方公共団体、企業・団体など、多様な関係者が連携して取り組むことが重要です。

そのため、内閣総理大臣をはじめとする全大臣や公共機関の代表者等で構成し、災害対策基本法に基づき設置されている「中央防災会議」において、次のような方針や計画などの策定等を行っています。

- ・防災基本計画の作成及びその実施の推進
- ・内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議（防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等）等
- ・防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

### 災害対策の総合的な推進

～災害対応、被災者支援、啓発、調査検討、訓練など

#### ● 災害発生時の対応

災害発生時には、関係機関が緊密に連携して被害情報を迅速に把握するとともに、人命第一の災害応急対策やインフラ・ライフラインの復旧に取り組みます。

- ・政府の災害対策本部の設置及び会議の開催
- ・内閣府調査チーム等による現地情報の収集及び被災地方公共団体が行う災害対応に関する支援



令和6年能登半島地震非常災害対策本部会議の様子



現場視察の様子（石川県）

● 被災者支援

災害で被災された方々を支援する制度を担っています。

- ・災害救助法に基づく避難所の供与、仮設住宅の提供、食品や飲料水、生活必需品の提供等
- ・被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給 など



令和6年能登半島地震における応急仮設住宅 (写真提供：石川県)

● 教育・啓発活動

- ・国民一人一人の防災意識を高め、日頃から具体的な行動を実践いただく国民運動を積極的に展開
- ・災害ボランティア活動の環境整備
- ・地区防災計画の策定促進、企業の事業継続計画の策定促進 など



第9回防災推進国民会議の様子

● 国際防災協力の推進

防災先進国として国際防災協力を推進しています。

- ・第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」の各国における着実な実施に貢献
- ・アジア防災会議といった国際会議に出席
- ・「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会」を設立し日本の防災技術やノウハウを海外に発信 など



アジア防災会議 2023の様子

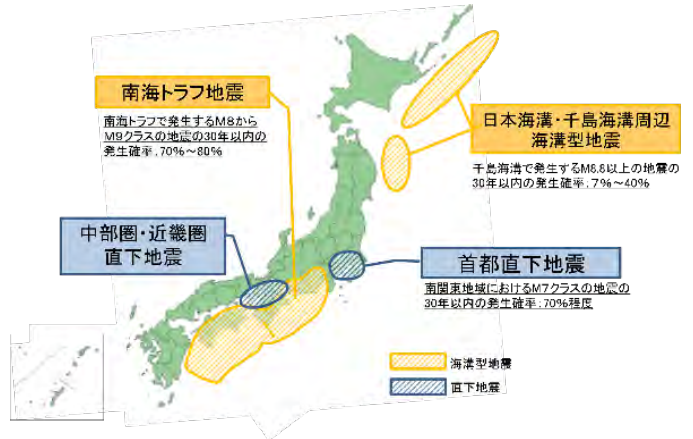
● 人材育成・防災訓練

- ・国や地方公共団体等の職員を対象とした防災スペシャリスト養成研修
- ・大規模地震を想定した政府の災害対応訓練
- ・地域住民を対象とした地震・津波防災訓練 など

● 地震・津波・火山・大規模水害等の防災・減災対策の推進

大規模災害に備えるため、様々な調査、政策検討、計画作成などに取り組んでいます。

- ・南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震対策の推進
- ・津波避難施設の整備促進など、津波避難対策の推進
- ・避難計画や避難確保計画の作成促進など、火山防災対策の推進
- ・近年の豪雨災害を踏まえた避難対策の強化 など



想定される大規模地震

最近のトピック～

- ・令和6年能登半島地震への対応
- ・活動火山対策特別措置法の改正

● 令和6年能登半島地震への対応

令和6(2024)年1月1日、石川県能登地方を震源とする最大震度7を観測した「令和6年能登半島地震」が発生しました。政府では、発災当日に内閣総理大臣を本部長とする非常災害対策本部を設置するとともに、石川県に現地対策本部を設置し、被災自治体との緊密な連携のもと、災害対応にあたってきました。発災後速やかに激甚災害等に指定するとともに、物資のプッシュ型支援、インフラ・ライフラインの復旧、避難所の環境整備や応急仮設住宅の建設等を進めてきました。支援施策を幅広く盛り込んだ「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」を取りまとめるとともに、「令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」を設置し、被災者支援と被災地の復旧・復興を推進しています。

● 活動火山対策特別措置法の改正

噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図り、住民や登山者等の生命及び身体の安全を確保することを目的に、令和5(2023)年6月に活動火山対策特別措置法が一部改正されました。

本改正にて、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための火山調査研究推進本部の設置や、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、明治44(1911)年に日本で最初の火山観測所として浅間火山観測所で観測が始まった8月26日を火山防災の日とすることなどが定められ、令和6(2024)年4月1日に施行されました。



浅間火山観測所